

# AED使用協力事業所登録制度

この制度は、自動体外式除細動器(AED)を任意で設置している事業所様と協力し、事業所付近で発生した救急事案に対して、早期除細動体制を構築し、地域の救命率及び社会復帰率の向上を目的としています。

## 全国の現状

平成29年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者は12万7,018人。

そのうち、4,804人の傷病者が初期心電図で除細動が必要だったと考えられています。

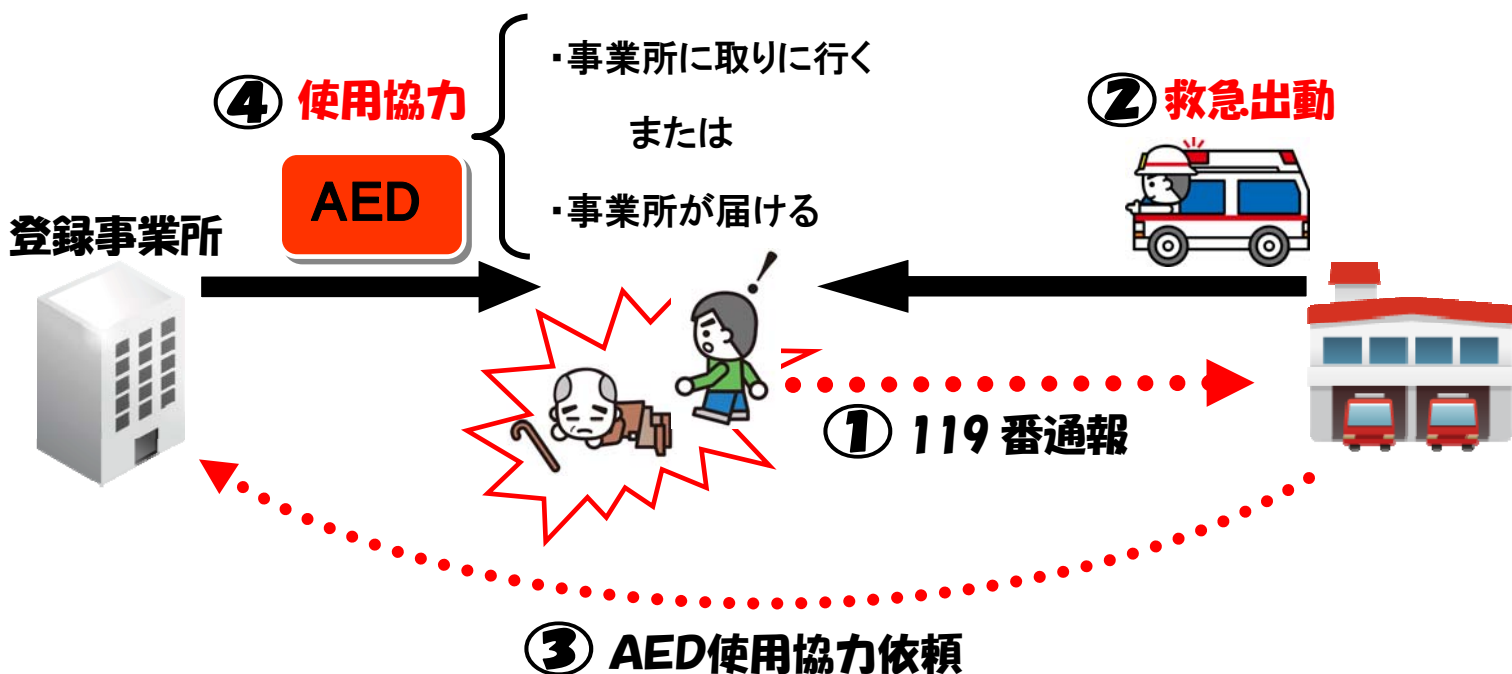
実際に、一般市民がAEDにより除細動を行った件数は2,102件です。

除細動を実施した場合とされなかった場合を比較すると、一か月後の社会復帰率はしなかった場合と比べ、**6.7倍高**くなっています。

## 制度について

登録いただいた事業所付近で発生した心肺停止傷病者に対し、通信指令室から登録事業所様に連絡し、救急車が到着する前に、通報者又は協力者が登録事業所に駆け込みでAEDをお借りするか、事業所様が持参し除細動を実施します。

## 使用協カイメージ図

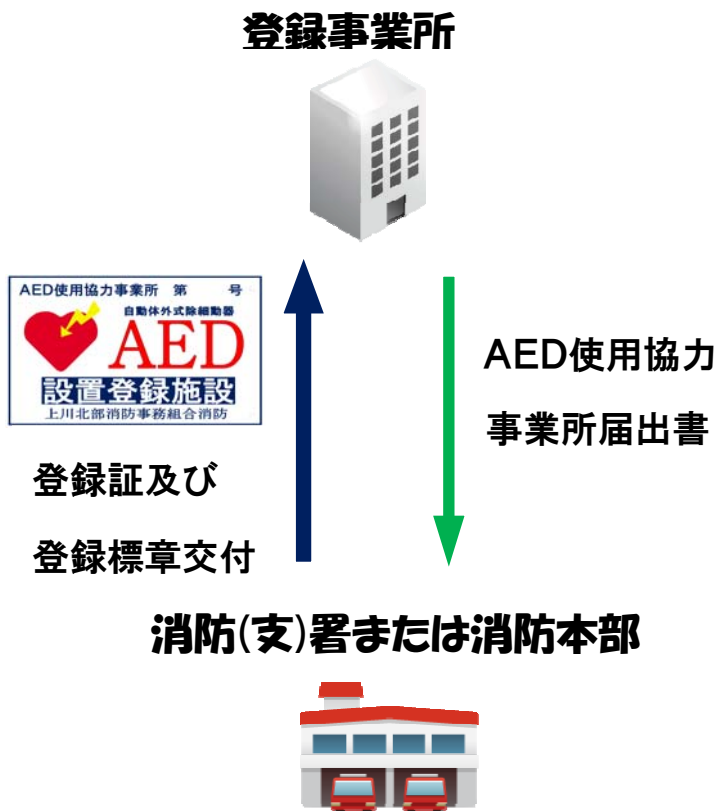


## 登録について

登録は任意です。制度の趣旨を御理解いただき、登録に協力していただける事業所様は、届出書を所在地の消防(支)署、または消防本部へ提出していただきます。

登録後に登録証及び登録標章を交付します。また、当組合ホームページに掲載いたします。

# 登録申請と登録証及び登録標章の交付



① ご協力いただける事業所様は、所在地の消防(支)署または消防本部へ「AED使用協力事業所届出書」(別記様式第1号)を提出。

② 上川北部消防事務組合消防本部で認定・登録。

③ 登録事業所様に「AED使用協力事業所登録証」(別記様式2号)及び「AED使用協力登録標章」(別記様式3号)を交付。

④ 登録内容に変更があった場合は「登録変更届出書」(別記様式5号)を、交付された登録標章を紛失あるいは破損等した場合は「登録標章再交付申請書」(別記様式4号)を提出する。

## 質問

Q.1 登録した場合、必ずAEDを貸さなければならないのでしょうか。

A.1 基本的には貸していただきたいとは思いますが、あくまでも任意でご協力いただいているため、貸し出しが不可能な場合もあるかと思われます。その場合も、登録事業所様に何ら不利益はございません。

Q.2 設置や維持管理は消防本部が行うのでしょうか。

A.2 設置や維持管理については登録事業所様で行っていただきます。使用後の心電図パッドや各種消耗品の補充等についても、登録事業所様の管理となります。また、使用時の故障等についても、登録事業所様の管理となります。



Q.3 曜日や時間帯によっては貸出できません。

A.3 「AED使用協力事業所届出書」に、協力区分や対応時間といった項目があります。提出時に記載願います。

# 各種申し込み様式はこちらから

## AED 使用協力事業所登録制度 各種様式




### (1) 登録申請に関する様式

様式第 1 号		ワード		PDF		記載例
---------	---	-----	---	-----	---	-----




### (2) 登録標章の再交付に関する様式

様式第 4 号		ワード		PDF		記載例
---------	---	-----	---	-----	---	-----

### (3) 登録内容の変更に関する様式

様式第 5 号		ワード		PDF		記載例
---------	---	-----	---	-----	---	-----

### (4) 登録の取り消しに関する様式

様式第 6 号		ワード		PDF		記載例
---------	---	-----	---	-----	---	-----

お問い合わせはお近くの消防（支）署または消防本部まで

〒096-0034

北海道名寄市西 4 条北 3 丁目

上川北部消防事務組合 消防本部 企画課

Tel 01654-3-2627

Fax 01654-3-2219

名 寄 消 防 署 01654-3-3319

名寄消防署風連出張所 01655-3-2119

下 川 消 防 署 01655-4-2119

美 深 消 防 署 01656-2-1136

中 川 消 防 支 署 01656-7-2119

音威子府消防支署 01656-5-3200

**AED使用協力事業所一覧**